

事 務 連 絡
平成 26 年 6 月 19 日

各 〔 都 道 府 県 〕
〔 政 令 市 〕 衛生主管部（局） 御中
〔 特 別 区 〕



厚生労働省医薬食品局安全対策課

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」に基づく報告の
電子メールでの受付不可期間について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 77 条の 4 の 2 第 2 項の規定に基づく、医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告については、平成 22 年 7 月 29 日付け薬食発 0729 第 2 号厚生労働省医薬食品局長通知「医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」に従い、実施していただいているところです。

また、平成 25 年 3 月 11 日付け薬食発 0311 第 1 号厚生労働省医薬食品局長通知「「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」の報告における電子メールの活用について」により、これまでのファクス、郵送、及び「e-Gov 電子申請システム」を利用した報告に加え、電子メールによる報告（送信先：anzensei-hokoku@estrigw.mhlw.go.jp）の受付を開始する旨お知らせしたところです。

今般、システムメンテナンスのため、下記の期間中、電子メールによる報告の受付ができなくなりますので、当該期間内に報告いただく際は、ファクス、郵送等の方法により報告していただくよう、貴管下医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し周知いただけますようお願いいたします。

記

平成 26 年 7 月 18 日（金）午後 6 時～平成 26 年 7 月 22 日（月）午前 9 時